

平成 26 年 2 月 21 日

南アフリカ、中国、スペイン各国産電解二酸化マンガンに係る 不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査結果報告書を とりまとめました

経済産業省及び財務省は、南アフリカ、中国、スペイン各国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税について、課税期間を延長することが適当である旨の調査結果報告書をとりまとめ、本日、産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会において延長の適否について審議が行われました。また、同日、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において、本件について、課税期間を調査の完了日から5年間延長することが適当であると答申されました。

1.これまでの経緯

日本は、オーストラリア、スペイン、中国及び南アフリカ各国産電解二酸化マンガンについて、平成20年9月1日から平成25年8月31日まで(5年間)を課税期間として、不当廉売関税を賦課していました(税率:オーストラリア29.3%、スペイン14.0%、中国46.5%(紅星大龍34.3%)、南アフリカ14.5%)。

平成24年8月、東ソー日向株式会社及び東ソ一株式会社より、生産者が廃業したオーストラリア産品を除き、当該不当廉売関税の課税期間の延長申請があり、同年10月に課税期間の延長に関する調査を開始しました。当該調査が終了する日までの間、調査対象国の産品については、引き続き不当廉売関税が賦課されています。なお、当該調査の対象となっていないオーストラリア産品については、平成25年8月31日に課税期間が満了しています。

- (注 1) 電解二酸化マンガンは、主に電池(マンガン乾電池、アルカリ乾電池、リチウムイオン二次 電池等)の原材料として使用されます。
- (注 2) 不当廉売関税とは、不当廉売(ダンピング)された貨物の輸入により国内産業が損害を受けている場合に、国内産業を保護するために課す割増関税のことであり、WTO(世界貿易機関)協定において認められている措置です。

2. 調査結果の概要

経済産業省及び財務省は、南アフリカ、中国、スペイン各国産電解二酸化マンガン(注1)に係る不当廉売関税(注2)の課税期間の延長について、平成24年10月から調査を行ってきました。その結果、当該貨物の不当廉売輸入が継続し、国内産業に与える実質的な損害の事実が継続し、又は再発するおそれが認められたため、現在賦課されている不当廉売関税の課税期間を延長することが適当である旨の調査結果報告書をとりまとめ、本日開催された産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小

委員会において延長の適否について審議が行われました。

また、本日開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において、 スペイン、中国及び南アフリカ各国産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税 の課税期間を調査の完了日から5年間延長することが適当であると答申されました。

3. 課税期間を延長することが適当であるとされた理由

課税期間の延長に関する調査の結果、いずれの国からも不当廉売された貨物の輸入の事実があるとともに国内産業は損害を受けやすい脆弱な状況にあり、不当廉売関税の課税期間満了後に、不当廉売輸入が継続し、その輸入の国内産業に与える実質的な損害の事実が継続し又は再発するおそれがあると認められたことによります。

4. 今後の予定

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部及び同令の施行に伴う経済産業省令(注3)の一部を改正する予定です。

(注 3)電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室長 太田

担当者: 仁科、千島

電 話:03-3501-1511(内線 3256)

03-3501-3462(直通)

製造産業局化学課長 茂木

担当者: 宮下、岩田

電 話:03-3501-1511(内線 3731)

03-3501-1737(直通)